

公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第17号

公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程（2019年4月1日規程第17号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学<u>運営調整</u>会議規程 (設置) 第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学(以下「法人」という。)に関する重要事項について協議を行うため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学<u>運営調整会議</u>(以下「<u>会議</u>」という。)を置く。 (構成) 第2条 <u>会議</u>は、次の各号に掲げる者(以下「<u>委員</u>」という。)で組織する。 (1)～(4) (略) (5) <u>図書館情報センター長</u> (6) 理事長が指名する<u>教員</u> (委員長及び副委員長) 第3条 <u>会議</u>に委員長及び副委員長を置く。 2～3 (略) 4 委員長は、会務を総理し、<u>会議</u>を代表する。 5 (略) 第3条の2 (略) (招集及び聴取) 第4条 <u>会議</u>は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2 <u>会議</u>は、委員の過半数の出席をもって成立する。 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、<u>会議</u>を招集しなければならない。 4 <u>会議</u>は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。</p>	<p><u>運営評議会</u></p> <p><u>議会</u></p> <p><u>運営評議会</u> <u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p><u>職員</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>(所掌事項)</p> <p>第5条 <u>会議</u>は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <hr/> <p>(議事録の作成)</p> <p>第6条 委員長は、<u>会議</u>を開いたときは、議事録を作成しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 <u>会議</u>の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。</p> <p>(施行細則の委任)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他<u>会議</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が<u>会議</u>に諮って定める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>評議会</u></p> <p>(4) 前各号に各号に掲げるもののほか、<u>法人の運営に関わる審議事項</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u></p> <p><u>評議会</u> <u>評議会</u></p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会規程(2021年9月規程第15号)は、廃止する。</u></p>